

# 飯塚市無料低額診療事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

飯塚市告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延による医療に対する甚大な影響により、医療の継続を図ることが困難となった医療機関に対し、無料低額診療事業を継続させることを目的として予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「市規則」という。)並びに飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例(平成18年飯塚市条例第114号。第5条において「条例」という。)及び飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第216号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「無料低額診療事業」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号に規定する事業をいう。

(交付対象)

第3条 この補助金の交付対象となる者(以下「事業主体」という。)は、令和3年4月1日において無料低額診療事業を実施している飯塚市内の医療機関とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、無料定額診療事業の利用者(新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する者を含む。)に対して診療費を免除し、又は軽減した額及び当該事業を継続するために必要な運営費の額の合計額とし、上限額は1,000万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 事業主体は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に条例第2条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 事業主体は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 無料低額診療事業に係る運営費の内訳がわかる書類

(2) 無料低額診療を受けた者の延べ人数及び減免額表

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、その成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第9条 事業主体は、前条の規定により補助金の額確定通知書を受けたときは、速やかに補助金請求書(様式第6号)により市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認められたものについては、補助事業の完了前であっても、その補助金の全部又は一部を交付することができる。この場合において、事業主体は、概算払請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容及びこれに付した条件その他市規則又はこの告示に基づき市長が行った処分に違反したとき。

2 前項の取り消しを行った場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により前条の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書(様式第9号)によりその返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金について適用する。

(宛先)飯塚市長

申請者 住 所  
医療機関名  
代表者名

印

補 助 金 交 付 申 請 書

1 補助金の名称 飯塚市無料低額診療事業補助金

2 交付を受けようとする補助金の額

\*1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。

円

3 補助事業の内容

新型コロナウイルス感染症の影響下において地域住民の保健と福祉の推進を図る医療機関に対して、運営費の補助を行うことによって医療体制の確保と福祉の向上を目的とする事業

4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 理由書

(2) 補助を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

(3) 国及び他の地方公共団体又は社会福祉事業団体等から補助を受け、又は受けようとする場合には、その補助の程度を明らかにした書類

様

飯塚市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、飯塚市無料低額診療事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 補助金の名称 飯塚市無料低額診療事業補助金

2 交付決定の額 円

3 補助事業の内容

新型コロナウイルス感染症の影響下において地域住民の保健と福祉の推進を図る医療機関に対して、運営費の補助を行うことによって医療体制の確保と福祉の向上を目的とする事業

4 交付条件

- (1) 補助事業内容以外の事業の財源に充ててはならない。
- (2) 事業完了後、すみやかに実績報告書を提出すること。
- (3) 事業主体の経営状況が良好な場合及び上記に違反した場合は、補助金の全部または一部を返還させることがある。

5 補助金交付時期及び金額

年 月 円

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました無料低額診療事業補助金の交付については、下記の理由により認められませんので、飯塚市無料低額診療事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

不交付決定理由

年 月 日

(宛先)飯塚市長

申請者 住 所  
医療機関名  
代表者名

印

補助金実績報告書

1 補助金の名称 飯塚市無料低額診療事業補助金

2 交付決定を受けた補助金の額及び精算額

\* 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。

交付決定額 円

精算額 円

内 訳

(1) 無料低額診療事業分 実績 円

3 補助事業の成果

別紙添付資料のとおり

4 補助事業の完了年月日

年 月 日

5 添付書類

(1) 無料低額診療事業に係る運営費の内訳がわかる書類

(2) 無料低額診療を受けた患者の延べ人数及び減免額表

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長

補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した飯塚市  
無料低額診療事業補助金について、次のとおり確定しましたので、飯塚市無料低額  
診療事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

1 補助金の名称 飯塚市無料低額診療事業補助金

2 交付確定額 円

(宛先)飯塚市長

請求者 住 所  
医療機関名  
代表者名

印

補 助 金 請 求 書

年 月 日付け 第 号にて決定のありました無料低額診療事業補助金について、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額 円

2 振込口座 金融機関名 \_\_\_\_\_

支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 普通・当座 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

刀がナ

口座名義人 \_\_\_\_\_

年 月 日

(宛先)飯塚市長

請求者 住 所  
医療機関名  
代表者名

印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号にて決定のありました無料低額診療事業補助金について、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額 円

2 振込口座 金融機関名 \_\_\_\_\_

支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 普通・当座 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

刃がナ

口座名義人 \_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした無料低額診療事業補助金について、下記のとおりその交付決定を取り消すことに決定したので、飯塚市無料低額診療事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円を取り消す。
- 2 取消しの理由

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により取消しを通知した無料低額診療事業補助金については、飯塚市無料低額診療事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 円

2 返還期限 年 月 日

(注)上記の返還期限までに納付がないときは、飯塚市補助金等交付規則の規定により、延滞金を納付しなければなりません。